

小諸市森林経営管理事業業務委託 標準仕様書

(適用範囲)

- 1 この仕様書は、小諸市森林経営管理事業を実施するため受注者が実施しなければならない事業の標準的内容を示すものである。ただし、この仕様書以外の設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先適用する。なお、小諸市森林経営管理事業は、森林経営管理法第2条第4項に基づき小諸市の経営管理権が設定された森林において、同法第33条に基づく市町村森林経営管理事業として、小諸市が行うものである。

(施工基準)

- 2 受注者は、この仕様書及び特記仕様書を含む設計図書並びに小諸市森林経営管理事業施工管理基準（以下、「施工管理基準」という。）により事業を実施しなければならない。

(定義)

- 3 本仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定める。
 - (1)「発注者」とは、契約担当者をいう。
 - (2)「受注者」とは、発注者と契約を締結した個人もしくは会社その他法人をいう。
 - (3)「監督員」とは、契約の履行について受注者または現場代理人に対する指示、承諾または協議等を行うほか、設計図書に基づく工程の管理、立会、作業状況の検査（確認を含む）または材料の試験若しくは検査（確認試験を含む）を行う者をいう。
 - (4)「検査員」とは、検査を行うために発注者が定めた者をいう。
 - (5)「現場代理人」とは、現場における業務実施の技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者をいう。
 - (6)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
 - (7)「設計図書」とは、数量総括表、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
 - (8)「仕様書」とは、事業の実施に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
 - (9)「標準仕様書」とは、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、作業方法等作業を実施するうえで必要な技術的要求、作業内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
 - (10)「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、作業に関する明細または固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
 - (11)「契約図面」とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。
 - (12)「現場説明書」とは、入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するた

めの書類をいう。

- (13)「質問回答書」とは、現場説明会時もしくは質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対し発注者が回答する書面をいう。
- (14)「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- (15)「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (16)「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- (17)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (18)「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (19)「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (20)「報告」とは、受注者が監督員に対し、事業の実施状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- (21)「通知」とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- (22)「連絡」とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (23)「書面」とは、手書き、印刷物等による打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
- (24)「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員、または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (25)「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (26)「検査」とは、検査員が事業確認を行うことをいう。
- (27)「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- (28)「履行期間」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (29)「開始日」とは、事業実施の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
- (30)「着手」とは、工事の開始日以降の実際の工事のための準備作業に着手することをいう。

(不明または疑問事項の処置)

- 4 受注者は、事業の実施にあたり、順序、方法、その他について、不明または疑義のある場合は、その都度監督員と協議しなければならない。

(経費負担)

- 5 次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。
- (1) 設計書に記載のないもので施工上当然必要な費用及び諸法令の適用に要する費用
 - (2) 事業実施上他に及ぼした損害賠償の費用
 - (3) 事業実施に障害となる物件及び不要物の取り片付け等に要した費用
 - (4) 各種検査に要する経費

(施工計画の作成)

- 6 受注者は、事業開始前に施工管理基準第4により施工計画書を監督員に提出しなければならない。

(諸手続)

- 7 受注者は、事業の実施にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。

(測量杭の保全)

- 8 受注者は、境界標、測量杭が移動しないように保護しなければならない。なお、事業実施上移動または撤去の必要が生じたときは、あらかじめ監督員と協議をしなければならない。

(安全設備)

- 9 受注者は、事業実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。

(区域の確認)

- 10 受注者は、作業を実施する前に作業区域の境界を確認し、塗料、テープ等により区域の表示をしなければならない。

(対象とする林木)

- 11 本事業で施業の対象とする林木は、植栽木を基本とするが、目標林形に応じ実生や萌芽などで成育した広葉樹等も含める（以下「植栽木等」という）。

(伐倒木、枝条等の処理)

- 12 受注者は、作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。
- (1) 斜面での落下等の防止のための固定
 - (2) 川、沢筋等への流入防止

(3) 山道、作業歩道からの排除

(4) 掛かり木処理途中における注意喚起表示ならびに完全伐倒処理

(労働安全)

13 受注者は、労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、作業員に安全教育を行わなくてはならない。刈払い機やチェーンソー等で作業を行う場合には、労働安全衛生法で規定された安全教育等を受講した作業員が実施しなければならない。また、作業にあたっては、別紙「安全装備の装着基準」を満たすこと。

(事故報告書)

14 受注者は、事業実施中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が提示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

(水系への配慮)

15 受注者は、燃料、農薬、忌避剤等の化学物質を運搬、保管、使用するに当たって、河川、溪流、湖沼等の水系に流出させることにならないように措置をしなければならない。

(山火事の防止)

16 受注者は、火気の取扱いには常に注意し、火災を起こさないようにしなければならない。

(農薬等)

17 受注者は、農薬、忌避剤等は法令、設計図書に基づき適正に使用し、作業に当たっては、所定の使用方法及び防護措置を行い実施するものとする。なお、区域が雪で覆われているもしくは著しく乾燥状態にある場合は散布できない。また、使用した薬剤、器材及び容器、包装等は区域外に搬出、安全に処理し、林内に放置してはならない。

(材料検査)

18 受注者は、事業用材料（苗木を含む）は、支給品のほかはすべて指定の場所に持ち込み、監督員の確認を受けなければならない。なお、農林規格、工業規格認定既製品については品質保証書により代えることができる。その場合でも監督員が不相当と認める時は、受注者の負担により交換または新たに購入しなければならない。

(材料の変更)

19 受注者は、設計図書に示されている材料の入手が困難な場合は、これと同等以上の強度、品質、及び形状寸法をもったものに限り監督員の承諾を得て使用することが出来る。

(材料の採取)

20 材料の採取については、他に危険を及ぼすおそれのある場所から採取してはならない。

(出来形管理)

21 受注者は、施工管理基準に基づき出来形管理を行う。ただし、この基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、他の方法で出来形管理を行うものとする。

(完了後の整理)

22 受注者は、事業完了後は、資材、ゴミ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。

(作業書類の作成)

23 受注者は、事業の実施に際しては、内容に応じて次のとおり書類を作成しなければならない。

- (1) 作業に使用した資材、薬剤等の伝票（写）及び受払簿または管理簿
- (2) 施工管理基準に基づく記録写真
- (3) 出来形管理記録その他事業実施に必要な証拠書類
- (4) 作業日誌
- (5) その他監督員が必要と認めたもの

別紙. 安全装備の装着基準

第1 保護すべき部位別の安全装備について

各部位（区分はILO（国際労働機関）のガイドラインに準ずる）を保護するため、以下の仕様を満たした安全装備を装着することとする。

（1）頭および全体（服装）

いかなる林内作業においても、必ずヘルメットを着用するとともに、服装は、袖締りのよい長袖の上衣、裾締りのよい長ズボンとする。

（2）足元

作業条件に応じ以下の仕様を満たす靴・地下足袋とする。

- ・中・重量物（丸太や機械等、落下した場合に足先が損傷する可能性のあるもの）を扱う場合は、つま先に鉄心（鋼板）が入ったもの
- ・チェーンソー使用時は、つま先と甲の部分に切創を防止する保護物が組み込まれたもの
- ・移動に支障がある急傾斜地や足元が滑る傾斜地において作業する場合は、すべり止め機能が付いたもの

（3）脚

刈払機使用時は、主に膝下における切創防止機能が備わる刈払防護具とし、チェーンソー使用時は、チェーンソー作業用防護衣（安全ズボン・チャップスなど）とする。

（4）手

林内作業中は手袋を着用し、作業条件に応じ次の仕様を満たすものとする。但し、機械運転時はこの限りではない。

- ・刈払機およびチェーンソー使用時は、防振機能を備えたもの
- ・ワイヤーロープ取り扱い時は、摩擦による火傷等を防ぐ機能を備えたもの

（5）耳（騒音障害の防止）

刈払機・チェーンソー使用時など、騒音レベルが85 dB（A）を超える作業現場では、イヤーマフまたは耳栓とする。

（6）目および顔

刈払機およびチェーンソー使用時は、石や木片等の飛来から顔や目を保護するため、保護網または保護眼鏡等を使用すること。

（7）その他

その他、次の事項に留意する。

- ・装着する安全装備は、その保護能力を十分に発揮する状態で、かつ各装備の仕様書等で定められた装着方法によるものとする
- ・体に装着すべき装備の他に、作業種・作業環境に応じて仕様書等で定められている携行品を携帯・使用すること
- ・薬剤等を使用する場合は、使用説明書に定められた注意事項を厳守すること
- ・当基準による装備以外の安全装備の使用により、同等かそれ以上の防護水準をもたらすことを使用する者が証明できる場合は、この限りではない

第2 作業種別安全装備について

第1により規定する内容を踏まえた作業種ごとの安全装備装着例は以下のとおりとする。

(1) 植付け

ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋

(2) 下刈り（刈払い機使用時）

ヘルメット、地下足袋（靴）、防振手袋、ゴーグル（バイザー）、刈払機防護具（脚部）、イヤーマフ（耳栓）※85dB（A）を超える現場

(3) 伐木（チェーンソー使用時）

ヘルメット、切創防止機能の備わった地下足袋（靴）、防振手袋、バイザー、チェーンソー作業用防護衣、イヤーマフ（耳栓）※85dB（A）を超える現場

(4) 集材作業

ヘルメット、つま先に鉄心の入った地下足袋（靴）、手袋

(5) 枝打（手鋸使用時）

ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋、ゴーグル

(6) 薬剤使用

ヘルメット、使用する薬剤に定められた装備（ゴーグル・防護マスク・手袋等）

(7) その他

地拵え、除伐、つる切等の作業は、使用する器具により以下のとおりとする。

- ・手作業：（1）植付けと同様
- ・刈払機：（2）下刈りと同様
- ・チェーンソー：（3）伐木と同様

第3 記録等

施工計画書に上記基準に基づく安全装備の装着も含めた安全管理事項を記載するとともに、作業状況の写真などによりその装着状況を記録するものとする。

つる切・つる枯殺 特記仕様書

本仕様書は、「つる切・つる枯殺」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 植栽木等に着生するつる類は、根元から切断する。なお、高木等においてつる類の完全除去ができない場合は、つるの根元及びできる限り高い位置の2箇所以上を切断する。
- 2 つる枯殺は、林業用除草剤（ケイピンエース）をつるの根株に本剤を差し込む適当な穴をあけ、くすりの露出部全部が隠れるように差し込む。
- 3 施用量は製品説明書に記載された量を施用すること。
- 4 本剤の施用は降雨、降雪中は避けること。
- 5 使用の際は不浸透性手袋などを着用すること。
- 6 この仕様書により難しい場合は、監督員と協議し決定する。

除伐特記仕様書

本仕様書は、「除伐」作業の施工基準及び注意事項を定める。

(1) 除伐対象木

- ① 目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障となるつる類、雑灌木類。
- ② 目的木のうち、被圧木、枯損木、曲がり木等の形質不良木及び被害木。
- ③ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質及び樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① 植栽木がないか極めて少ない箇所に成育する有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ (1) の③で残存することとした有用天然木。
- ⑤ 目的木の成育に支障とならない雑灌木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 20 cm以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ、適当な長さに玉切りし、筋状に等高線上に区域外に流出等することがないように整理する。
- ⑤ 植栽木が極めて少ない箇所は、植栽木の周囲を植栽木の樹高の 1 / 2 程度伐り開く。
- ⑥ 植栽木がほとんどない部分は、監督職員と協議のうえ現状のまま手を加えないこととする。

(4) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業員にも守られるよう必要な措置を講じること。

(5) この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。